

安 全 管 理 規 程

株式会社小田急箱根

船 舶 部

目 次

第 1 章	総 則
第 2 章	経営の責任者の責務
第 3 章	安全管理の組織
第 4 章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
第 5 章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第 6 章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第 7 章	安全管理規程の変更
第 8 章	運航計画・配船計画及び配乗計画
第 9 章	運航の可否判断
第 10 章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第 11 章	輸送に伴う作業の安全の確保
第 12 章	輸送施設の点検整備
第 13 章	海難その他の事故の処理
第 14 章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第 15 章	ヒヤリ・ハットの報告
第 16 章	雑 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、経営の責任者が定める明確な安全方針に基づき、社内に安全優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船(以下「船舶」という)の業務(付随する業務を含む、以下同じ)を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程における用語の意義は次表に定めるところによる。

番号	用 語	意 義
(1)	経営の責任者	事業者において最高位で指揮し、経営の責任を負う者（最高経営責任者）
(2)	安全管理体制	経営の責任者により、社内で行われる安全管理があるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(3)	安全方針	経営の責任者が、リーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理するもの
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理員	運航管理者以外の者で、船舶の運航の管理に従事する者
(8)	副運航管理者	特定の区域内にある船舶の運航の管理に関し、運航管理者を補佐し、かつ運航管理者の職務のうち特定の職務を分掌する者
(9)	運航管理補助者	運航管理者又は、副運航管理者の職務を補佐する者(営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する)
(10)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者

(11)	副運航管理者代行	副運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(12)	陸上作業員	陸上において、出札・改札・旅客案内等業務に従事する者
(13)	船舶作業員	船舶上において、船舶の運航・整備・旅客案内等の業務に従事する者
(14)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(15)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(16)	配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
(17)	発 航	現在の停泊場所から係留索を解き、次の目的港への航海を開始すること
(18)	基準経路	航行経路の基準となる経路（発着場の位置、針路、変針点等）を示すもの
(19)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(20)	港 内	社会通念上、港として認められる区域内
(21)	入 港	港の区域内、着岸桟橋へ進航すること
(22)	運 航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港(着岸)」を行うこと
(23)	反 転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(24)	気象・水象	風速(10 分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)

(25)	運航基準図	航行経路(起終点、寄港地、針路、変針点等)、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(26)	船舶上	船舶の舷側より内側。
(27)	陸上	船舶上以外の場所 ただし陸上施設の区域内に限る
(28)	陸上施設	栈橋(防舷施設を含む。タラップ、旅客待合室、船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設
(29)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準)

第3条 この規程の一部として、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

2. 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
3. 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係わる作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
4. 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
5. 地震が発生した場合又は警戒宣言【大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条第1項に規定するものをいう。】が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営の責任者の責務

(経営の責任者の主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営の責任者は次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全管理体制を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規定の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大事故等に対する確実な対応
- (5) 安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること。
- (6) 安全管理体制の見直し

(経営の責任者の責務)

第5条 経営の責任者は、確固たる安全管理体制の実現を図るため、その責務を的確に果たすべ

く、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2. 経営の責任者は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営の責任者は、安全管理に係わる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2. 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全管理体制の継続的改善
3. 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営の責任者の率先垂範により周知を容易かつ効果的に行う。
4. 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

2. 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
3. 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
4. 安全重点施策について進捗状況を把握し、毎年見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理員を置く。

- | | | |
|--------------------------|----------------|-------|
| (1) 現地(船舶部・箱根町箱根 161 番地) | 安全統括管理者 | 1 名 |
| | 運航管理者 | 1 名 |
| | 副運航管理者 | 若干名 |
| (2) 箱根町営業所 | 副運航管理者・運航管理補助者 | 各 1 名 |
| (3) 元箱根営業所 | 運航管理補助者 | 1 名 |
| (4) 湖尻桃源台営業所 | 運航管理補助者 | 1 名 |
2. 現地(箱根町箱根 161 番地)及び各営業所の管理する区域は次のとおりとする。
- | | |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 現地(船舶部・箱根町箱根 161 番地) | 航 路 全 域 |
| (2) 箱根町営業所 | |
| 箱根町発 元箱根行 | 箱根町～湖尻桃源台航路 (一般旅客定期航路) |
| | 芦ノ湖遊覧航路 (旅客不定期航路) |
| | 人の輸送をする内航不定期航路 |
| 箱根町発 湖尻桃源台行 | 箱根町～湖尻桃源台航路 (一般旅客定期航路) |
| | 芦ノ湖遊覧航路 (旅客不定期航路) |
| (3) 元箱根営業所 | |
| 元箱根発 箱根町行 | 箱根町～湖尻桃源台航路 (一般旅客定期航路) |
| | 芦ノ湖遊覧航路 (旅客不定期航路) |
| | 人の輸送をする内航不定期航路 |
| 元箱根発 湖尻桃源台行 | 箱根町～湖尻桃源台航路 (一般旅客定期航路) |

- | | | | |
|--------------|------|-------------|------------|
| | | 芦ノ湖遊覧航路 | (旅客不定期航路) |
| (4) 湖尻桃源台営業所 | | | |
| 湖尻桃源台発 | 箱根町行 | 箱根町～湖尻桃源台航路 | (一般旅客定期航路) |
| | | 芦ノ湖遊覧航路 | (旅客不定期航路) |
| 湖尻桃源台発 | 元箱根行 | 箱根町～湖尻桃源台航路 | (一般旅客定期航路) |
| | | 芦ノ湖遊覧航路 | (旅客不定期航路) |

第 4 章 安全統括管理者及び運航管理者の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第 9 条 経営の責任者は、海上運送法施行規則第 7 条の 2 の 2 に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第 10 条 経営の責任者は、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第 7 条の 2 の 3 に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第 11 条 経営の責任者は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当する事となったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障、その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき。
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理員等の選任及び解任)

第 12 条 経営の責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

2. 経営の責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。
3. 経営の責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により副運航管理者を選任する。
4. 経営の責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聞いて副運航管理者を解任する。

(運航管理者代行及び副運航管理者代行の指名)

第 13 条 運航管理者及び副運航管理者は、運航管理員の中から運航管理者代行又は副運航管理者代行を指名しておくものとする。

2. 前項の場合において、運航管理者及び副運航管理者は、それぞれ 2 人以上の者を、順位を付して指名することができる。

第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第 14 条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2. 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは、経営の責任者が職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第 15 条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として現地(箱根町箱根 161 番地)に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは、運航管理員と常時連絡できる体制になければならない。

2. 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執る事ができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし引継ぎ前に運航管理者と現地(船舶部・箱根町箱根 161 番地)の運航管理員との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第 13 条第 2 項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

(副運航管理者の勤務体制)

第 16 条 副運航管理者は船舶が就航している間は、原則として現地(船舶部・箱根町箱根 161 番地)又は、営業所に勤務するものとし、船舶が就航している間に職場を離れるときは、運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2. 副運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執る事ができないと認めるときは、あらかじめ副運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に副運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第 13 条第 2 項の順位に従い副運航管理者代行が自動的に副運航管理者の職務を代行するものとする。

第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第 17 条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し維持すること。
- (2) 安全管理体制の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無を経営の責任者へ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第 18 条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般（当該業務の実施状況について、正確に記録し、備置き、保存することを含む）を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
- (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
- (3) 運航管理員及び船舶作業員、陸上作業員を指揮監督すること。

2. 運航管理者の職務及び権限は、法令の定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(副運航管理者の職務)

第 19 条 副運航管理者は、自己の勤務する現地(船舶部・箱根町箱根 161 番地)又は営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに、運航管理者の指揮を受けて次の事項を分担する。

- (1) 気象、水象に関する情報、旅客数、港内事情その他船舶の運航の管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
- (2) 運航基準図の作成又は改正のための資料の収集
- (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (4) 陸上における旅客の乗下船並びに船舶の離着陸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (5) 陸上施設の点検及び整備
- (6) 旅客等が遵守すべき事項等の周知

(運航管理補助者の職務)

第 20 条 運航管理補助者は、運航管理員の中から運航管理者及び副運航管理者が指名するものとし、運航管理者又は副運航管理者を補佐するほか、運航管理者又は副運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従い、その職務を代行する。

第 7 章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第 21 条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。
2. 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
 3. 経営の責任者は、第 1 項の発議があったときは、船舶部の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第 8 章 運航計画・配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第 22 条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、副運航管理者が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て安全統括管理者が決定する。

2. 副運航管理者は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
3. 運航管理者は、第 1 項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
 - (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
 - (3) 使用船舶と陸上施設の適合性

- (4) 使用港ならびに航路の自然的性質及び交通状況
 - (5) 運航ダイヤ
 - (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項
4. 第1項により作成又は改定された運航計画又は配乗計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。

(配乗計画の作成及び改定)

- 第23条 配乗計画を作成又は改定する場合は副運航管理者が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て安全統括管理者が決定する。
- 2. 副運航管理者は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
 - 3. 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
 - (2) 航路に関する気象、水象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。
 - (3) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項
 - 4. 第1項により作成又は改定された配乗計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。

(運航計画・配船計画及び配乗計画の臨時変更)

- 第24条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は副運航管理者が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て安全統括管理者が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も副運航管理者が同様の措置を講じたのち安全統括管理者が決定する。
- 2. 副運航管理者は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
 - 3. 船舶、陸上施設又は港湾の状況が、船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。
 - 4. 第1項により変更された運航計画又は配船計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

- 第25条 船長は適時、運航の可否判断を行い、気象、水象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航の中止の措置をとらなければならない。
- 2. 船長は、運航中止に係わる判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
 - 3. 運航管理者は台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第30条各事項の情報提供を行うとともに必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
 - 4. 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
 - 5. 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかにその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

6. 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかにその旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
7. 運航中止の措置をとるべき気象、水象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

- 第 26 条 運航管理者は運航基準の定めるところにより、運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。
2. 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営の責任者又は安全統括管理者の指示)

- 第 27 条 経営の責任者又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
2. 経営の責任者又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航中止の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
 3. 経営の責任者又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

- 第 28 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用栈橋の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断の記録)

- 第 29 条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断（判断に至った気象・海象・水象（風速、視程及び波高）情報含む）、運航中止の措置及び協議の結果等を記録し、最後に記録された日から 1 年間保存しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

- 第 30 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ、船長に連絡するものとする。
- (1) 気象、水象に関する情報
 - (2) 港内事情、航路の自然的性質
 - (3) 陸上施設の状況
 - (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
 - (5) 乗船した旅客数
 - (6) 営業所における乗船待ちの旅客数
 - (7) 船舶の動静
 - (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 31 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。ただし、(1) については副運航管理者への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発航前検査を終え出港するとき
 - (2) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (3) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
2. 船長は、荒天時の連絡を次に掲げる事項について必ず運航管理者に行わなくてはならない。
- (1) 運航基準に定められた地点に達した時
 - (2) 入港した時
3. 船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象、水象に関する情報
 - (2) 障害物(浮遊物)の目撃に関する情報
 - (3) 航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等
 - (4) その他航行中の基準航路の状況

(運航基準図)

第 32 条 運航管理者は、運航基準図を各航路及び船舶ごとに作成しなければならない。

2. 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。
3. 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。
4. 第 1 項により作成された運航基準図は、運航基準図が使用されなくなった日から 1 年間保存すること。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制) 作業体制図は別紙のとおり

- 第 33 条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。
2. 運航管理者は、陸上作業員の中から作業指揮者（以下「陸上作業指揮者」という。）を指名する。
 3. 船長は、船内作業員の中から作業指揮者（以下「船内作業指揮者」という。）を指名する。
 4. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
 5. 作業員の具体的配置、営業所長及び船長の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第 34 条 危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 35 条 旅客の乗船及び下船並びに船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第 36 条 船長は、発航前に船舶及び乗組員の健康状態について航海に支障がないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうかを点検しなければならない。

2. 発航前点検を実施したときは、その結果を記録し、1 年間保存すること。

(船内巡視)

第 37 条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより乗組員をして旅客区域その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2. 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、すみやかに船長に報告するものとする。
3. 船内巡視を実施したときは、巡視結果を記録し、1 年間保存すること。

(旅客の遵守すべき事項等の周知)

第 38 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第 39 条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2. 乗組員は、飲酒等の後、正常な業務が出来るようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上である間、業務を実施してはならない。
3. 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な業務が出来るようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上である間、業務を実施させてはならない。
4. アルコール検査等を実施したときは、その結果を記録し、1 年間保存すること。

第 12 章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第 40 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第 41 条 船長は、次の設備、装置等について点検簿(別表 1・別表 1-2)を作成し、それに従って、原則として毎日 1 回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することが出来る。

- (1) 船 体
 - (2) 機 関
 - (3) 排水設備
 - (4) 操舵設備
 - (5) 係船設備
 - (6) 揚錨設備
 - (7) 救命設備
 - (8) 消防設備
 - (9) 無線設備
 - (10) 脱出設備
 - (11) 非常用警報装置
 - (12) 照明設備
 - (13) 航海用具
 - (14) 乗降用設備
 - (15) 放送設備
 - (16) その他(衛生設備、掲示板等)
2. 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次の事項を報告(副運航管理者を経由する場合を含む)するものとする。
 - (1) 異常のある箇所及びその状況並びにそれに対して講じた措置
 - (2) 乗組員のみでは修復整備できない異常のある箇所及びその状況
 3. 運航管理者は、前項の報告を受けたとき、直ちに船舶部に対し当該状況を通報し、乗組員が行った措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。
 4. 船舶の点検整備を行ったときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

(陸上施設の点検整備)

第 42 条 運航管理者は運航管理員に対し、陸上施設点検簿(別表 2)に基づいて毎日 1 回以上、次の施設等の点検を実施させるものとする。

- (1) 係留施設 (防舷材、ビット、栈橋等)
 - (2) 乗降用施設 (タラップ等)
 - (3) 転落防止施設 (遮断鎖、遮断ロープ)
 - (4) 船客待合所 (消火設備、掲示板等)
2. 運航管理者は、前項の点検中異常を発見したとき(副運航管理者から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む)は、直ちに船舶部に当該状況を通報しその修復整備を求めるものとする。
 3. 陸上施設の点検整備を行ったときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

第 13 章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第 43 条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること

(5) 陸上作業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること

(船長のとるべき措置)

- 第 44 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準の定めるところにより、事故の状況及び講じた措置をすみやかに運航管理者に連絡しなければならない。警察署等への連絡は運航管理者が行うものとする。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。
2. 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は、緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

- 第 45 条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。
2. 前項の措置は第 47 条に定める場合を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする。

(経営の責任者及び安全統括管理者のとるべき措置)

- 第 46 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営の責任者へ速報しなければならない。
2. 経営の責任者及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握、分析し、運航再開前に適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(非常対策本部)

- 第 47 条 経営の責任者は、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいため全社的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

(通信の優先処理)

- 第 48 条 事故関係の通信は最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

(関係官庁への報告)

- 第 49 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び警察署にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

- 第 50 条 経営の責任者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を資するため、必要に応じて事故調査委員会を設置するものとする。
2. 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

- 第 51 条 安全統括管理者及び運航管理者は、船舶部と協力して運航管理員、営業所員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準、及び地震防災対策基準含む）海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するための必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。
2. 安全統括管理者及び運航管理者は、事故等が発生した場合は、遅滞なく、乗組員等に対し、事故等の再発防止に向けた安全教育を実施するとともに、航路の状況、その他事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操 練)

- 第 52 条 船長は、操練を行うにあたり、「操練マニュアル」を参考に実施すること。
2. 船長は、操練を行った時は、その実施状況を運航管理者に 報告するものとする。

(訓 練)

- 第 53 条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営の責任者の支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年 1 回以上これを実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。
2. 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営の責任者へ意見具申する。

(記 録)

- 第 54 条 運航管理者は、第 51 条から第 53 条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録し、3 年間保存すること。

(内部監査及び見直し)

- 第 55 条 内部監査を行う者は、経営の責任者の支援を得て関係者とともに年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況のほか、安全管理体制全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。
2. 内部監査にあたっては、経営の責任者はその重要性を社内に周知徹底する。
3. 内部監査を行うに際し、安全管理体制の機能全般に関して見直しを行い、改善の必要性、実施時期に付いて評価し、改善に向けて作業する。
4. 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録し、3 年間保存すること。
5. 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全管理体制については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 ヒヤリ・ハットの報告

(報告の目的)

第 56 条 船舶及び営業所の職務中に発生した、ヒヤリ・ハットに関しての情報を収集し、事故につながる要因の分析や原因究明を行ない、事故を未然に防ぐ事を目的とする。

(報告の義務)

第 57 条 船長以下乗組員及び営業所長以下所員は、ヒヤリ・ハットと思われる要因が発生した場合、その状況や内容について書面その他の方法により、速やかに運航管理者へ報告する。

(検討結果の周知)

第 58 条 安全統括管理者は、ヒヤリ・ハットの情報収集を行い、その内容について検討し、結果を船長以下乗組員及び営業所長以下所員に周知徹底させる。

(懲戒伝達)

第 59 条 ヒヤリ・ハットについては、懲戒の対象としない。

第 16 章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

- 第 60 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準、及び地震防災対策基準を含む)及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に容易に閲覧できるよう備え付けておかなければならない。
2. 安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

- 第 61 条 安全統括管理者は、パソコン、社内メール等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。
2. 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営の責任者の直接上申する手段（目安箱、社内メール等）を用意する。
3. 安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について社内へ周知する。
4. 安全統括管理者は、次に掲げる輸送の安全に係わる情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。
- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況
- (3) 安全管理規程（運航可否判断のフロー図を含む）
- (4) 安全統括管理者、運航管理者に係わる情報（特定の個人を識別することが出来る情報を除く）
5. 安全統括管理者は、毎事業年度の経過後 100 日以内に、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、遅滞なく、その内容を運輸局等に報告する。

- (1) 事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況その他の事業の用に供する船舶に係る情報
- (2) 事業の用に供する船舶の事故に係る情報
- 6. 安全統括管理者は、前2項に規定する事項のほか、行政処分（輸送の安全の確保に関する命令等）を受けたときは、当該処分の内容並びに当該処分の事由となった事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

附 則

この規程は、2025年7月18日より実施する